平成２１年（フ）第８９５７号
大阪市生野区巽東４丁目９番44号　Ｒ．Ｉ．Ｎ．コート巽東202
債務者　高野こと　高　　芳樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９９号
大阪市港区三先１丁目９番23号　赤松ビル３Ｆ
債務者　坂田　勇次
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２２号
大阪府豊中市本町３丁目10番11号
債務者　秦　　順子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２８号
大阪市平野区瓜破西１丁目９番24―954号
債務者　山田富三こと　趙　　富三
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２９号
大阪府豊中市豊南町西５丁目７番２号
債務者　藤川　香織
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８０号
大阪市大正区三軒家西１丁目８番17号
債務者　岡　　茂男
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１９５号
大阪府茨木市水尾２丁目２番20号の７
債務者　川野　美香（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１９７号
大阪市浪速区幸町２丁目２番21―910号
債務者　山本　真史
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１９８号
大阪市北区本庄東３丁目３番７号　マンション淀303号室
債務者　上田　　学
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５５号
大阪府豊中市刀根山４丁目４番20―117号
債務者　村田　英里
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０６号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目14番地の２―５―303
債務者　岡島　正重
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０９号
大阪府豊中市三和町１丁目３番９号
債務者　国崎亜朱香（旧姓間部）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１３号
大阪府豊中市豊南町西４丁目７番41号
債務者　福田百合子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番105―503号
債務者　築地　令江
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１６号
大阪市平野区加美北８丁目13番２―912号
債務者　神農洋子こと　崔　　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１９号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番16―301号
債務者　内村美津惠
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２３号
大阪府吹田市長野西11番31―606号
債務者　畠田三智男
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２８号
大阪市東淀川区大桐４丁目５番23号
債務者　宮本　麻美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部